

ID: 47

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	大河原町特定教育・保育施設の利用者負担に関する規則 第6条		
例規番号	平成27年規則第11号		
【基準】 第6条の規定による。 (保育料の減免) 第6条 町長は、災害その他特別の理由があると認める場合は、保育料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日